

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 5 月31日
【計算期間】	第 4 期中（自 平成27年 9 月 1 日 至 平成28年 2 月29日）
【ファンド名】	ノムラ・ファンド・セレクト - ターキッシュ・ボンド (Nomura Fund Select - Turkish Bond)
【発行者名】	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)
【代表者の役職氏名】	取締役 ジャンフランソワ・カブラス (Jean-François Caprasse, Director)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、 ウグランド・ハウス、私書箱309 (PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹野 康造 同 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹野 康造 同 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（Global Funds Trust Company）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるノムラ・ファンド・セレクト・ターキッシュ・ボンド（Nomura Fund Select - Turkish Bond）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2016年３月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（トルコリラ）	投資比率（％）
国債	トルコ	33,387,536	97.37
小計		33,387,536	97.37
現金およびその他の資産（負債控除後）		901,153	2.63
合計 （純資産総額）		34,288,689 （約1,363百万円）	100.00

（注１）投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）トルコリラ、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、2016年３月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、１トルコリラ＝39.76円、１米ドル＝112.68円および１豪ドル＝86.25円によります。

（注３）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンドはトルコリラ建、クラス受益証券はトルコリラ建、米ドル建または豪ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限りトルコリラ貨、米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2016年３月末日現在および同日前１年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		１口当たり純資産価格					
			トルコリラクラス		米ドルクラス		豪ドルクラス	
	トルコリラ	円	トルコ リラ	円	米ドル	円	豪ドル	円
2015年４月末日	40,120,159.50	1,595,177,542	9.26	368	8.93	1,006	8.95	772
５月末日	40,961,694.61	1,628,636,978	9.32	371	9.02	1,016	9.36	807
６月末日	42,142,594.16	1,675,589,544	9.25	368	8.91	1,004	9.21	794
７月末日	42,990,103.82	1,709,286,528	9.17	365	8.58	967	9.27	800
８月末日	41,564,298.48	1,652,596,508	8.93	355	7.92	892	8.78	757
９月末日	39,697,784.79	1,578,383,923	8.70	346	7.42	836	8.39	724
10月末日	41,266,597.84	1,640,759,930	9.12	363	8.08	910	9.00	776
11月末日	39,693,731.69	1,578,222,772	8.99	357	7.97	898	8.75	755
12月末日	36,331,831.60	1,444,553,624	8.83	351	7.78	877	8.50	733
2016年１月末日	36,351,720.71	1,445,344,415	8.88	353	7.72	870	8.70	750
２月末日	35,647,711.31	1,417,353,002	8.94	355	7.78	877	8.68	749
３月末日	34,288,688.87	1,363,318,269	9.22	367	8.41	948	8.72	752

【分配の推移】

	１口当たり分配金					
	トルコリラクラス		米ドルクラス		豪ドルクラス	
	トルコリラ	円	米ドル	円	豪ドル	円
2015年４月	0.05	1.99	-	-	-	-
５月	0.05	1.99	0.05	5.63	0.05	4.31
６月	0.05	1.99	0.05	5.63	0.05	4.31
７月	0.05	1.99	0.05	5.63	0.05	4.31
８月	0.05	1.99	0.05	5.63	0.05	4.31
９月	0.05	1.99	0.05	5.63	0.05	4.31
10月	0.05	1.99	0.05	5.63	0.05	4.31
11月	0.05	1.99	0.05	5.63	0.05	4.31
12月	0.05	1.99	0.05	5.63	0.05	4.31
2016年１月	0.05	1.99	0.05	5.63	0.05	4.31
２月	0.05	1.99	0.05	5.63	0.05	4.31
３月	0.05	1.99	0.05	5.63	0.05	4.31

設定来累計 （2016年３月末日現在）	1.75	69.58	0.55	61.97	0.55	47.44
------------------------	------	-------	------	-------	------	-------

【収益率の推移】

期間	収益率（注１）		
	トルコリラクラス	米ドルクラス	豪ドルクラス
2015年４月１日～ 2016年３月末日	2.08%	- 5.78%	- 5.79%

（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注２）		
	トルコリラクラス	米ドルクラス	豪ドルクラス
2013年	- 6.10%	-	-
2014年	15.91%	-	-
2015年	- 3.97%	- 18.20%	- 11.00%
2016年	6.12%	10.03%	4.35%

（注２）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2016年については３月末日）の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（トルコリラクラスの2013年の場合は10トルコリラ、米ドルクラスおよび豪ドルクラスの2015年の場合はそれぞれ10米ドルおよび10豪ドル）

(参考情報)

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移 (2016年3月末日現在)



分配の推移

トルコリラクラス(単位:トルコリラ、1口当り、課税前)	
2015年11月	0.05
2015年12月	0.05
2016年 1月	0.05
2016年 2月	0.05
2016年 3月	0.05
直近1年累計	0.60
設定来累計	1.75

米ドルクラス(単位:米ドル、1口当り、課税前)	
2015年11月	0.05
2015年12月	0.05
2016年 1月	0.05
2016年 2月	0.05
2016年 3月	0.05
設定来累計	0.55

収益率の推移 (暦年ベース)

※2013年は3月27日から、2016年は3月末日まで



※2015年は3月3日から、2016年は3月末日まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$
 a = 暦年末の1口当たりの純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)
 b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)
 *分配金に対する税金は考慮されていません。
 *ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移 (2016年3月末日現在)



分配の推移

豪ドルクラス(単位: 豪ドル、1口当り、課税前)

2015年11月	0.05
2015年12月	0.05
2016年 1月	0.05
2016年 2月	0.05
2016年 3月	0.05
設定来累計	0.55

収益率の推移 (暦年ベース)

※2015年は3月3日から、2016年は3月末日まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当りの純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

*分配金に対する税金は考慮されていません。

*ファンドにはベンチマークはありません。

2【販売及び買戻しの実績】

2016年3月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2016年3月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

トルコリラクラス

販売口数	買戻口数	発行済口数
337,003 (337,003)	1,372,982 (1,372,982)	3,364,421 (3,364,421)

米ドルクラス

販売口数	買戻口数	発行済口数
145,800 (145,800)	28,400 (28,400)	135,100 (135,100)

豪ドルクラス

販売口数	買戻口数	発行済口数
37,100 (37,100)	36,500 (36,500)	4,380 (4,380)

（注）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、トルコリラで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2016年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1トルコリラ＝39.76円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

ノムラ・ファンド・セレクト - ターキッシュ・ボンド

純資産計算書

2016年２月29日現在

（トルコリラで表示）

	注記	（トルコリラ）	（千円）
資産			
投資有価証券 - 時価 （取得価額：37,344,569トルコリラ）	2	34,405,101	1,367,947
銀行預金		180,826	7,190
受益証券の発行に係る未収金		4,005	159
ブローカーからの未収金		2,466,279	98,059
未収収益		773,297	30,746
現金および現金同等物に係る利息		96	4
資産合計		37,829,604	1,504,105
負債			
受益証券買戻未払金		186,008	7,396
ブローカーへの未払金		1,866,616	74,217
未払費用	9	129,269	5,140
負債合計		2,181,893	86,752
純資産		35,647,711	1,417,353

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
トルコリラクラス受益証券（トルコリラ建て）	8.94	3,639,001 口	32,520,207
米ドルクラス受益証券（米ドル建て）	7.78	132,600 口	1,031,304
豪ドルクラス受益証券（豪ドル建て）	8.68	4,380 口	38,004

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクト - ターキッシュ・ボンド

発行済受益証券口数の変動表

2016年2月29日に終了した期間

トルコリラクラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	4,157,983
発行受益証券口数	40,350
買戻受益証券口数	(559,332)
期末現在発行済受益証券口数	3,639,001

米ドルクラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	161,000
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(28,400)
期末現在発行済受益証券口数	132,600

豪ドルクラス受益証券

期首現在発行済受益証券口数	40,280
発行受益証券口数	600
買戻受益証券口数	(36,500)
期末現在発行済受益証券口数	4,380

ノムラ・ファンド・セレクト・ターキッシュ・ボンド

財務書類に対する注記

2016年2月29日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」という。）は、マスター・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という。）とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクト・ターキッシュ・ボンド（以下「ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2013年1月25日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、基本信託証書に記載される状況に従い早期償還する場合を除いて、

（ ）2018年3月27日または受託会社が投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日（ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。）、または

（ ）2016年3月27日または受託会社が決定するそれ以降の日に、すべてのクラスの受益証券の純資産総額の合計が2,000万トルコリラ（または相当額）を下回った場合、投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により償還する。

受益証券のクラスは、2016年3月27日または受託会社が決定するそれ以降の日に、当該クラスに帰属する純資産総額がトルコリラクラスについては2,000万トルコリラ、米ドルクラスについては2,000万米ドル相当額または豪ドルクラスについては2,000万豪ドル相当額を下回った場合、投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により償還する場合がある。

ファンドの投資目的は、インカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することである。ファンドは、主にトルコリラ建ての債券（国債、ソブリン債（国際機関債を含む。）、準ソブリン債、社債等）（以下「トルコ債券」と総称する。）に投資することにより、その目的の達成を目指す。

2016年2月29日現在では、ファンドの受益証券は、トルコリラ受益証券クラス（以下「トルコリラクラス受益証券」という。）、米ドル受益証券クラス（以下「米ドルクラス受益証券」という。）および豪ドル受益証券クラス（以下「豪ドルクラス受益証券」という。）の3つのクラスが募集されていた。

将来、ファンドの受益証券のクラスを追加することができる。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社および投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- (e) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿をトルコリラで記帳し、財務書類はトルコリラで表示される。トルコリラ以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートでトルコリラに換算される。トルコリラ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートでトルコリラに換算される。

トルコリラ以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートでトルコリラに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2016年2月29日現在の為替レート：

1 トルコリラ = 0.47383 豪ドル

1 トルコリラ = 0.31147 ユーロ

1 トルコリラ = 0.33843 米ドル

設立費

ファンドの募集に関連する費用（受託会社および管理会社に支払われる当初設立報酬を含む。）は、ファンドの資産から支払われ、これらの費用は3年を超えない期間で償却される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、トルコリラにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、トルコリラにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.45%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、トルコリラにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注6 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、トルコリラにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、トルコリラにより、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注8 - 代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.50%に相当する額の報酬を、トルコリラにより、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

注9 - 未払費用

	(トルコリラ)
投資顧問会社報酬	41,192
代行協会員報酬	45,737
管理事務代行報酬	9,148
保管会社報酬	2,747
受託会社報酬および管理会社報酬	1,829
現金支出費	914
専門家報酬	27,702
未払費用	<u>129,269</u>

注10 - 分配

管理会社は、各クラス受益証券の受益者に対し、当該クラスに帰属する分配可能なファンドのインカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲインを支払原資として、受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時分配を行うことができる。管理会社は、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上でファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本を支払原資として分配を行うことができる。

管理会社は、毎月5日（以下「分配基準日」という。分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時時点の受益者に対して行うこともできる。

分配は、分配基準日において登録簿に名前が登録されている受益者に対して行われる。

2016年2月29日に終了した期間に、ファンドは総額1,330,566トルコリラの分配を行った。

注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注12 - 購入および買戻し

受益証券の募集

受益証券は、適格投資家に対してファンド営業日において継続的に募集される。各受益証券の発行価格は、締切時間までに受領された場合、当該クラスの受益証券の購入申込書が受領されたファンド営業日時点における当該クラスの受益証券 1 口当たり純資産価格とする。

投資者一人当たりの最低投資口数は100口でこれを超える場合は 1 口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とする。受益証券は、整数でのみ発行される。

販売会社に支払われる受益証券の 1 口当たり純資産価格の最大3.00%（税抜き）の販売手数料が発生する。

受益証券の購入申込書は、申込みを行ったファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日時までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。当該締切時間を過ぎて受領された申込みは、翌ファンド営業日に受領されたものとみなされる。

受益証券の購入に関する送金は、当該クラスの表示通貨建ての電信送金により、申込みを行ったファンド営業日から 6 ファンド営業日以内および / または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日までに行われるものとする。ただし、米ドルクラスについては 6 ファンド営業日目がニューヨークにおける銀行営業日でない場合はその直後のニューヨークにおける銀行営業日とし、豪ドルクラスについては 6 ファンド営業日目がメルボルンにおける銀行営業日でない場合はその直後のメルボルンにおける銀行営業日とする。

管理会社は、受益証券の購入注文の全部または一部を拒否することができ、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができる。

買戻し

受益証券は、ファンド営業日において受益者の希望により買い戻される。受益者は、受益証券を買い戻すよう受託会社に請求する買戻通知を送付することができる。受益証券 1 口当たりの買戻価格は、買戻通知が受領されたファンド営業日時点における各クラスの受益証券 1 口当たり純資産価格とする。受益証券の買戻しの申込みは 1 口以上 1 口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する当該クラスの額または口数単位とする。

買戻通知は、申込みを行うファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が単独の裁量により随時決定することができるその他の日および / もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。

受益証券の買戻しに関する送金は、トルコリラクラスについてはトルコリラ建て、米ドルクラスについては米ドル建ておよび豪ドルクラスについては豪ドル建ての電信送金により、申込みを行ったファンド営業日から 6 ファンド営業日以内および / または受託会社が管理会社と協議の上随時決定することができるその他の日までに行われるものとする。ただし、米ドルクラスについては 6 ファンド営業日目がニューヨークにおける銀行営業日でない場合はその直後のニューヨークにおける銀行営業日とし、豪ドルクラスについては 6 ファンド営業日目がメルボルンにおける銀行営業日でない場合はその直後のメルボルンにおける銀行営業日とする。

受託会社は、管理会社と協議の上、一切の買戻請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができる。

（２）【投資有価証券明細表等】

ノムラ・ファンド・セレクト - ターキッシュ・ボンド

投資有価証券明細表

2016年２月29日現在

（トルコリラで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
トルコ					
国債					
トルコリラ	3,600,000	TURKEY GOVT 7.1% 08/03/23	3,193,385	3,007,800	8.45
トルコリラ	2,800,000	REP OF TURKEY 8.8% 14/11/18	2,832,574	2,682,400	7.52
トルコリラ	2,800,000	TURKEY GOVT 8.5% 10/07/19	2,795,254	2,639,000	7.40
トルコリラ	2,900,000	REP OF TURKEY 8.8% 27/09/23	2,794,558	2,636,100	7.39
トルコリラ	2,900,000	TURKEY GOVT 7.4% 05/02/20	2,683,048	2,611,450	7.33
トルコリラ	2,700,000	TURKEY GVT 9.4% 08/07/20	2,629,160	2,596,050	7.28
トルコリラ	2,800,000	TURKEY GOVT 8% 12/03/25	2,503,575	2,411,164	6.76
トルコリラ	2,400,000	TURKEY GOVT 10.5% 15/01/20	2,836,865	2,403,600	6.74
トルコリラ	2,600,000	TURKEY GOVT 9% 24/07/24	2,737,949	2,402,400	6.74
トルコリラ	2,300,000	TURKEY GOVT 8.3% 20/06/18	2,263,305	2,188,450	6.14
トルコリラ	2,200,000	TURKEY GOVT 6.3% 14/02/18	2,193,344	2,031,216	5.70
トルコリラ	2,200,000	TURKEY GOVT 8.5% 14/09/22	2,439,975	1,995,400	5.60
トルコリラ	2,000,000	TURKEY GOVT 9.5% 12/01/22	2,284,895	1,912,000	5.36
トルコリラ	1,600,000	TURKEY GOVT 10.4% 27/03/19	1,717,427	1,591,568	4.46
トルコリラ	1,300,000	TURKEY GOVT 10.4% 20/03/24	1,439,255	1,296,503	3.64
			37,344,569	34,405,101	96.51
		トルコ合計	37,344,569	34,405,101	96.51
投資有価証券合計			37,344,569	34,405,101	96.51

(1)額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

2016年３月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約6,385万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、2016年３月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝127.70円）によります。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2016年３月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約546億円です。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	28	283,673,480.15 米ドル
		1	31,006,587.12 トルコリラ
		2	1,708,018.03 ユーロ
		16	7,267,800,464 円
		22	161,737,045.97 豪ドル

（３）【その他】

本書提出前６か月以内において管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2016年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝127.70円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2015年３月31日現在

（単位：ユーロ）

	注記	2015年 3 月31日		2014年 3 月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
金融固定資産					
関連会社株式	5	600,000	76,620	600,000	76,620
長期保有目的有価証券およびその他の金融商品	5	3,296	421	6,693	855
		603,296	77,041	606,693	77,475
流動資産					
債権					
売掛金					
1 年以内に期限が到来		2,471,106	315,560	2,160,454	275,890
銀行預金、郵便局当座預金口座現金、小切手および手許現金	9	1,414,434	180,623	7,525,854	961,052
		3,885,540	496,183	9,686,308	1,236,942
資産合計		4,488,836	573,224	10,293,001	1,314,416
負債					
資本および準備金					
株式資本	3	500,000	63,850	500,000	63,850
繰越損益	4	770,001	98,329	255	33
当期損益	4	480,102	61,309	769,746	98,297
		1,750,103	223,488	1,270,001	162,179
非劣後負債					
買掛金					
1 年以内に期限が到来	7	29,733	3,797	23,000	2,937
関連会社に対する債務					
1 年以内に期限が到来	7 , 9	2,709,000	345,939	9,000,000	1,149,300
負債合計		4,488,836	573,224	10,293,001	1,314,416

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

（２）【損益の状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

損益計算書

2015年３月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注記	2015年３月31日に 終了した年度		2014年３月31日に 終了した年度	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用：					
その他の外部費用	9	10,488,921	1,339,435	9,321,845	1,190,400
金融固定資産に係る評価額調整および 公正価値調整	5	5	1	(18)	(2)
金融流動資産に係る評価額調整および 公正価値調整、譲渡可能有価証券の売却 に係る損失		-	-	3,189	407
利息およびその他の金融費用					
関連会社関連	9	2,045	261	91,495	11,684
その他の利息および類似の金融費用	5	-	-	381	49
当期利益		480,102	61,309	769,746	98,297
費用合計		10,971,073	1,401,006	10,186,638	1,300,834
収益：					
純売上高	1	10,887,607	1,390,347	10,186,562	1,300,824
その他の営業収益		7,633	975	-	-
金融固定資産からの収益		961	123	76	10
その他の利息およびその他の金融収益					
関連会社からの収益	9	74,477	9,511	-	-
その他の利息および類似の金融収益	5	395	50	-	-
収益合計		10,971,073	1,401,006	10,186,638	1,300,834

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

財務諸表注記

2015年3月31日現在

1. 概況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「当社」という。）は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付けの特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社である。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登記上の事務所がある持株会社のノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシー（以下、「親会社」という。）の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシーの連結財務諸表は、英国、EC4R 3ABロンドン、1エンジェル・レーンにて入手可能である。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登記上の事務所がある持株会社の野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して受託および運用サービスを提供し、それによって受託および運用報酬を得ることである。

2. 重要な会計方針

作成の基礎

当社の財務諸表は、ルクセンブルグの法律および規制要件、ならびにルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、当該財務諸表はユーロ建てで表示されている。

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の為替レートでユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書において認識される。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

受託および運用報酬

受託および運用報酬は発生主義で計上される。

金融資産

金融資産は低価法で測定される。

3. 株式資本

発行済みで全額払込済みの株式資本は、1株当たり額面10ユーロの登録株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4. 繰越利益

	(ユーロ)
2013年3月31日現在残高	281
前期利益	11,704,474
宣言された配当	(11,704,500)
2014年3月31日現在残高	255
2014年3月31日現在残高	255
前期利益	769,746
宣言された配当	-
2015年3月31日現在残高	770,001

5. 金融固定資産

金融固定資産の内訳は以下の通りである。

- 関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する法人であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分	取得原価（ユーロ）	2015年3月31日現在の純資産（ユーロ）
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	1,548,962

- 長期保有目的有価証券およびその他の金融商品

長期保有目的有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券・株式への投資である。

長期保有目的有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2015年3月31日 (ユーロ)
取得原価：	
期首現在	7,074
期中の取得	-
期中の売却	(3,787)
期末現在	3,287
価格調整：	
期首現在	(381)
当期価格調整	(5)
期末現在	(386)
為替の影響	395
期末の正味価値	3,296
期末の市場価値	4,454

6．租税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2018年4月14日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはかかる税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7．非劣後負債

2015年3月31日現在、非劣後負債は、24,876ユーロの監査費用、2014年3月31日付けで当社とノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対する2,709,000ユーロの未払報酬、および4,857ユーロのその他の未払金で構成される。提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

2014年3月31日現在、非劣後負債は、23,000ユーロの監査費用、および上記と同一の枠組契約に基づくノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対する900万ユーロの未払報酬で構成されていた。

8．従業員

当社は、2015年3月31日および2014年3月31日に終了した年度において、従業員はいなかった。

9．関連当事者間取引

当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（ルクセンブルグで設立された。）の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとの間で行われている。これらには、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2015年3月31日に終了した年度において、当社はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに開設した当座勘定に係る2,045ユーロ（2014年：0ユーロ）の借入利息を支払った。適用される利率は、非関連会社の顧客に適用されるものと同じ利率である。

2015年3月31日に終了した年度におけるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとの取引による為替差益は74,477ユーロ（2014年：91,495ユーロの為替差損）であった。

さらに、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって当社に対して報酬が請求される（上述の注記7を参照のこと。）。

10．運用資産

運用資産は、当社が受益者として保有するものではなく、投資運用責任を有する資産であるため、貸借対照表には含まれていない。2015年3月31日現在における当該資産残高は約50,993百万ユーロ（2014年：43,263百万ユーロ）である。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Balance Sheet at March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial fixed assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Securities and other financial instruments held as fixed assets	5	3,296	6,693
		<u>603,296</u>	<u>606,693</u>
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		2,471,106	2,160,454
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	9	1,414,434	7,525,854
		<u>3,885,540</u>	<u>9,686,308</u>
TOTAL ASSETS		<u>4,488,836</u>	<u>10,293,001</u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Profit or loss brought forward	4	770,001	255
Profit or loss for the financial year	4	480,102	769,746
		<u>1,750,103</u>	<u>1,270,001</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	7	29,733	23,000
Amounts owed to affiliated undertakings			
becoming due and payable within one year	7, 9	2,709,000	9,000,000
		<u>2,738,733</u>	<u>9,023,000</u>
TOTAL LIABILITIES		<u>4,488,836</u>	<u>10,293,001</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
CHARGES			
Other external charges	9	10,488,921	9,321,845
Value adjustments and fair value adjustments on financial fixed assets	5	5	(18)
Value adjustments and fair value adjustments on financial current assets. Loss on disposal on transferable securities		---	3,189
Interest and other financial charges			
concerning affiliated undertakings	9	2,045	91,495
other interest and similar financial charges	5	---	381
Profit for the financial year		<u>480,102</u>	<u>769,746</u>
TOTAL CHARGES		<u><u>10,971,073</u></u>	<u><u>10,186,638</u></u>
INCOME			
Net turnover	1	10,887,607	10,186,562
Other operating income		7,633	---
Income from financial fixed assets		961	76
Other interest and other financial income			
derived from affiliated undertakings	9	74,477	---
other interest and similar financial income	5	<u>395</u>	<u>---</u>
TOTAL INCOME		<u><u>10,971,073</u></u>	<u><u>10,186,638</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements

As at March 31, 2015

Note 1 - General

Global Funds Trust Company (the “Company”) was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name ‘Global Funds Company’ and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the “Parent company”), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-9-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income is recorded on an accruals basis.

Trustee and Management fees

Trustee and Management fees are recorded on an accruals basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Note 3 - Subscribed capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 - Profit brought forward

Balance as at March 31, 2013	281
Previous year's profit	11,704,474
Dividends declared	(11,704,500)
Balance as at March 31, 2014	255

Balance as at March 31, 2014	255
Previous year's profit	769,746
Dividends declared	---
Balance as at March 31, 2015	770,001

Note 5 - Financial fixed assets

Financial fixed assets consist of :

- Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Net Equity March 31, 2015 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	1,548,962

- Securities and other financial instruments held as fixed assets

Securities held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds.

Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	March 31, 2015
	EUR
Acquisition cost	
at the beginning of the year	7,074
acquisitions during the year	---
disposals during the year	(3,787)
at the end of the year	<u>3,287</u>
Value adjustments	
at the beginning of the year	(381)
value adjustments for the year	(5)
at the end of the year	<u>(386)</u>
Foreign exchange impact	395
Net value at the end of the year	<u>3,296</u>
Market value at the end of the year	<u>4,454</u>

Note 6 - Taxation

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until April 14, 2018. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 - Non subordinated debts

As at March 31, 2015, they consist of audit fees for an amount of EUR 24,876, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 2,709,000 following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014 and other payable for an amount of EUR 4,857. The services provided include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

As at March 31, 2014, they consisted of audit fees for an amount of EUR 23,000 and fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 9 million following the same framework agreement mentioned above.

Note 8 - Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2015 and March 31, 2014.

Note 9 - Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended 31 March 2015, the Company paid debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 2,045 (2014: EUR 0). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

Foreign exchange gains on transactions done with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. amount to EUR 74,477 for the year ended March 31, 2015 (2014: losses of EUR 91,495).

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (cf. Note 7 above).

Note 10 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 50,993 million as at March 31, 2015 (2014: EUR 43,263 million).

（翻訳）

独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
取締役会 御中

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「貴社」という。）の2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される、添付の財務諸表について監査を行った。

本報告書は、取締役会に対してのみ発行されている。我々の監査業務は、監査報告書において取締役会に対して伝達すべき事項を記載することのみを目的として実施された。法律で許容されている最大の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書、又は我々の表明する意見について、貴社および取締役会以外の者に対して責任を負わない。

財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣には、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任、および不正または誤謬の如何にかかわらず、重要な虚偽記載のない財務諸表を作成するために経営陣が必要と判断した内部統制に関する責任がある。

会計監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務諸表について意見を表明することにある。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、我々が倫理要件に準拠し、財務諸表に重要な虚偽の記載がないかどうかについて合理的な確信を得るための監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務諸表の金額および開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、我々の判断によって選定され、不正または誤謬の如何にかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれている。監査人は、それらのリスク評価を行う際に貴社の財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を選定するためであり、貴社の内部統制の有効性に関して意見を表明するためではない。また監査には、経営陣により採用された会計方針の妥当性、および経営陣の行った会計上の見積りの合理性を検討すること、ならびに財務諸表全体の表示を検討することが含まれている。

我々が得た監査証拠は、我々の意見表明のために十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

監査意見

我々の意見では、添付の財務諸表は、2015年3月31日現在のグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーの財政状態および同日に終了した年度の業績をルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って適正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2015年7月8日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Board of Directors
Global Funds Trust Company

We have audited the accompanying financial statements of Global Funds Trust Company (the "Company") which comprise the balance sheet as at March 31, 2015, and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Global Funds Trust Company as at March 31, 2015, and the results of its operations for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Ernst & Young Ltd.

July 8, 2015

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。